

議案第 15 号

議決第 号

### 始良市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の件

始良市職員等の旅費に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年2月17日 提出

始良市長 湯元 敏浩

### 始良市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

始良市職員等の旅費に関する条例（平成22年始良市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「在勤公署」の次に「（常時勤務する在勤公署のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」を加え、同項第4号中「若しくはその扶養親族」を削り、「根拠地」を「根拠」に改め、同項第5号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加え、同項に次の2号を加える。

(6) 家族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

(7) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条の第8項において同じ。）を締結したものをいう。

第3条第2項各号中「ため」を「ための」に改め、同条第3項中「地方公務員法第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる理由又は」を「拘禁刑以上の刑に処せられ、又は懲戒免職の処分を受け若しくは」に改め、同条第5項中「ほか、」の次に「他の」を加え、同条第6項を次のように改める。

6 第1項、第2項及び前2項の規定による旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び第5

条において同じ。)を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうち、その者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

第3条第7項中「交通機関の事故」を「天災その他規則で定める事情」に改め、同条に次の1項を加える。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に改め、同項第2号中「又は第5項」を削り、同条第3項中「を変更（取消しを含む。以下同じ。）する」を「の変更をする」に、「には自ら、」を「には、自ら」に改める。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に改める。

第6条の見出し中「種類」を「種目」に改め、同条第1項中「種類」を「種目」に、「日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料」を「宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費」に改め、同条第6項から第11項までを次のように改める。

6 宿泊費は、第18条に規定する額を支給する。

7 包括宿泊費は、第19条に規定する合計額により支給する。

8 宿泊手当は、宿泊した夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

9 転居費は、赴任に伴う転居について、実費額により支給する。

10 着後滞在費は、第22条に規定する額を支給する。

11 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転について支給する。

第7条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条及び第14条から第23条までに規定する旅費の種目及び内容に基づき、」を加える。

第8条から第10条までを次のように改める。

第8条 在勤公署又は旅行地（以下この項において「在勤公署等」という。）以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、在勤公署以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤公署等から目的地に至る額の比較をし、いずれか少ない額とする。

2 既に旅行している者が、旅行地から在勤公署以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から在勤公署以外の地に至る旅費の額と旅行地から在勤公署に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

第9条及び第10条 削除

第11条中「扶養親族移転料」を「家族移転費」に改める。

第12条第1項中「もの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を加え、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に、「その旅費」を「その旅費又は旅費に相当する金額」に、「金額の支給」を「金額の支給又は支払」に改める。

第14条から第16条までを次のように改める。

(鉄道賃)

第14条 鉄道は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他これらに類するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（市長が特に必要があると認める場合に限る。）
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、最下級の運賃額とする。

(船賃)

第15条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他これに類するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のために特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（市長が特に必要があると認める場合に限る。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、次の各号に定める額とする。

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃の額
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃の額

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃の額

3 前項第1号及び第2号の規定に該当する場合においては、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃とする。

(航空賃)

第16条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他これに類するものをいう。次項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のために特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

第18条から第23条までを次のように改める。

(宿泊費)

第18条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して別表第2に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、宿泊に要する費用の額が、宿泊費基準額を超える場合であって、旅行命令権者が次の各号に該当すると認める場合には、当該宿泊に要する額とする。

(1) 会議等の主催者から宿泊施設の指定があり、当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

(2) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

3 宿泊費は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむ得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(包括宿泊費)

第19条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第14条から第17条までの規定による費用及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額を上限とする。

(宿泊手当)

第20条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、

その額は通常要する費用の額を勘案して、別表第1で定める1夜当たりの定額とする。

- 2 宿泊手当の額は、前2条により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。
  - (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める額の3分の2の額
  - (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める額の3分の1の額
- 3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、第1項のとおりとする。ただし、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃に食費に相当するものが含まれる場合は、第1項で定める額の3分の1とする。
- 4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合は、前3項の規定にかかわらず、当該自宅に宿泊する夜数分の宿泊手当は支給しない。

（転居費）

第21条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第23条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次に掲げる方法により算定される額とする。

- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するとき（複数の運送業者に見積りをさせることができないやむを得ない事情があると市長が認めるときを含む。）に限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
  - (2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
  - (3) 旅行者が宅配便又は私用車若しくは道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。
- 2 前項の算定に当たっては、この条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他支給が適当でない費用として市長が定めるものを除くものとする。
  - 3 職員又は家族が市以外の者から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

（着後滞在費）

第22条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊手当及び宿泊費の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第23条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際、家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転させる場合には、家族1人ごとに、職員がその移転するものとして算定した第14条から第17条までの費用、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号の規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転させる場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第25条中「移転料、着後手当及び扶養親族移転料」を「転居費、着後滞在費及び家族委託費」に改める。

第26条第1号ア中「（以下「退職等の日」という。）」を削り、同条に次の1号を加える。

(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の場合に準じ、かつ、始良市を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

第26条に次の2項を加える。

2 前項各号において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項各号に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えたものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

第31条を第33条とし、第30条を第31条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第32条 支出命令者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者が、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出され、又は支払われる給与又は旅費の額から、当該旅費

に相当する金額を差し引くことができる。

第29条を第30条とし、第28条の次に次の1条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第29条 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第14条第1項各号、第15条第1項各号、第16条第1項各号及び第17条第1項に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第18条、第19条、第21条、第22条及び第23条第1項並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第17条、第20条関係）

車賃1kmにつき	宿泊手当1夜につき
37円	2,400円

別表第2（第18条関係）

宿泊費基準額

都道府県	特別職	一般職員
埼玉県、東京都、京都府	27,000円	19,000円
福岡県	25,000円	18,000円
千葉県	24,000円	17,000円
神奈川県、新潟県	22,000円	16,000円
香川県	21,000円	15,000円
熊本県	20,000円	14,000円
北海道、岐阜県、大阪府、広島県	18,000円	13,000円
山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県	17,000円	12,000円
青森県、秋田県、茨城県、富山県、長野県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県	15,000円	11,000円
宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、	14,000円	10,000円

岡山県、徳島県、愛媛県		
岩手県、石川県、静岡県、三重県、島根県	13,000円	9,000円
福島県、鳥取県、山口県	11,000円	8,000円

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の始良市職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第1項第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の始良市職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第1項第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後に完了する赴任に伴う旅費については、前項の規定にかかわらず、新条例の規定を適用する。
- 4 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお、従前の例による。
- 5 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 6 新条例第32条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。  
(始良市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償等条例の一部改正)

7 始良市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償等条例（平成22年始良市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

（単位 円）

鉄道賃 船賃	航空運賃	車賃 （1 kmにつき）		宿泊費・宿泊手当 （1夜につき）
		県内 県外	市内 （4 km以上）	
始良市職員等の旅費に関する条例に定める一般職の職員の鉄道賃及び船賃相当額	実費	37	37	始良市職員等の旅費に関する条例に定める一般職の職員の宿泊費及び宿泊手当相当額

備考 民生委員は、日当1日につき、県外、県内、市内各4,800円とする。